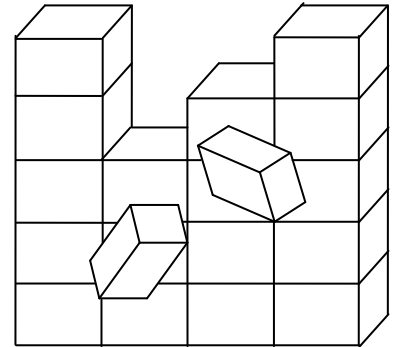


## 吹田市危険ブロック塀等撤去等補助金制度概要

地震時にブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するため、道路等に面した危険なブロック塀等の撤去および軽量フェンス等の設置する費用の一部を補助します。



### <対象となるブロック塀等>

- 道路等（※1）に面する危険なブロック塀等（※2）で、高さ 60cm を超えるもの

（※1）道路、公園等の公共の用に供する土地に面するもの

（※2）平成 30 年 6 月 21 日国住指第 1130 号「建築物の既設の塀の安全点検について」別紙 2 により安全が確認できないもの又は築造後 30 年以上経過したもの

「ブロック塀等」

補強コンクリートブロック造若しくは組積造の塀、鉄筋コンクリート組立塀又は土塀

### <補助対象者>

対象となるブロック塀等の所有者（区分所有の場合は管理組合）

### <補助金額>

- ・危険ブロック塀等の撤去費：**15 万円**

（撤去費の 4/5 又はブロック塀等の延長に 1m につき 1 万 5 千円を乗じた少ない方の額）

- ・危険ブロック塀等の撤去後、軽量フェンス等の設置費：**25 万円**

（設置費の 1/2 又は軽量フェンス等の延長に 1m につき 2 万 5 千円を乗じた少ない方の額）

※生垣等緑化推進助成制度も同時に利用できます。（吹田市土木部公園みどり室：06-6834-5364）

※幅員 4m 未満の狭い道路については同じ位置に塀の設置は出来ない場合があります。

### <期間>

平成 30 年 8 月 13 日（月）～平成 31 年 3 月 31 日（日）

※予算がなくなった場合、受付を終了することがあります。

### <お問合せ先>

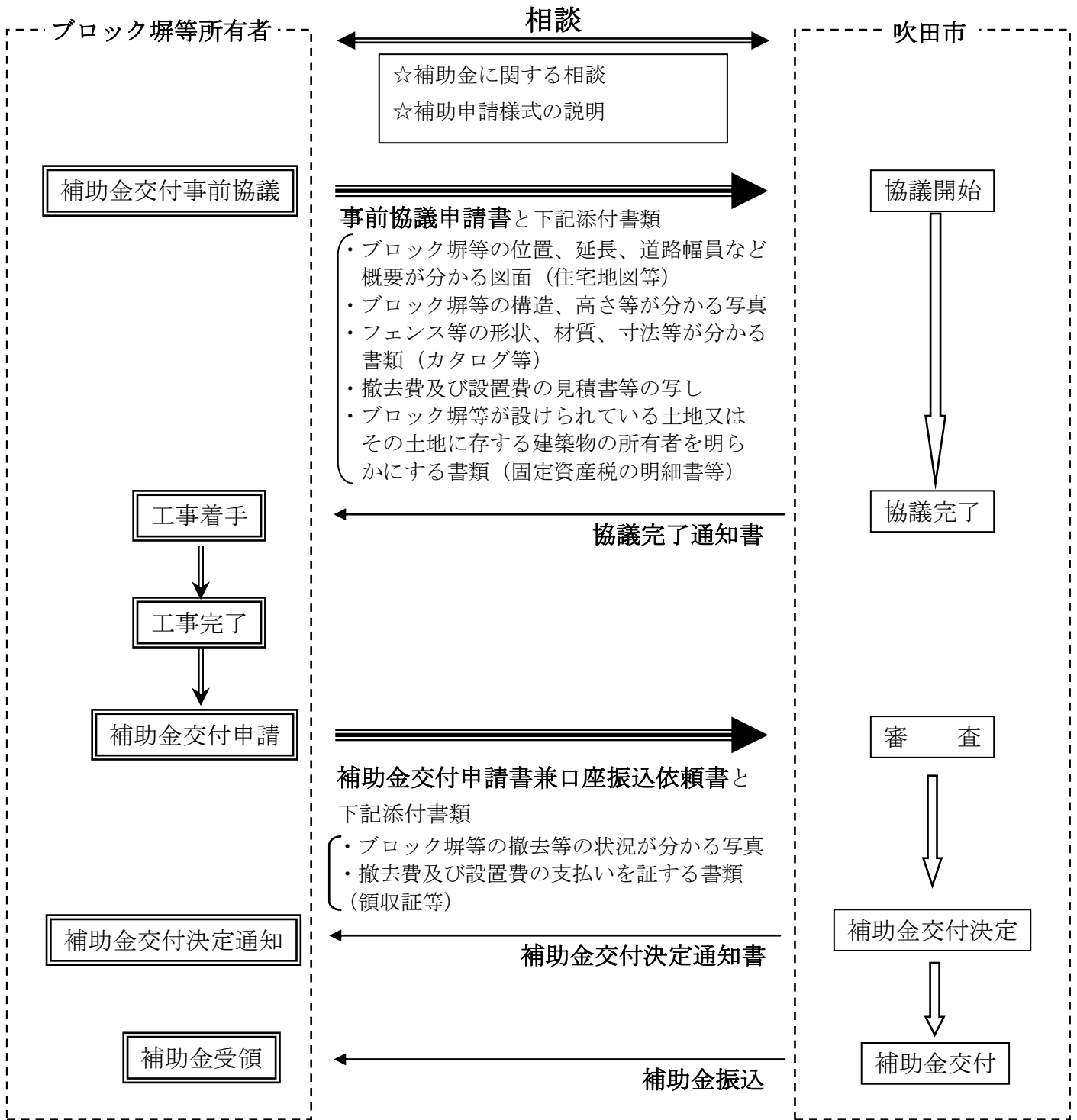
吹田市 都市計画部 開発審査室 監察・耐震担当（市役所 低層棟 2 階 2 1 3 番窓口）

電 話 0 6 - 6 3 8 4 - 1 9 1 0

F A X 0 6 - 6 3 6 8 - 9 9 0 1

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

## 吹田市危険ブロック塀等撤去等補助金交付申請の流れ



**【平成 30 年 6 月 18 日の大阪府北部地震以後、すでに着手した工事について】**

平成 30 年 6 月 18 日から 8 月 13 日までの間に、契約・着手した工事についても交付申請の手続きを行い、補助要件に適合していることを確認できた場合は補助対象となります。